

▼表3-4-3-3 土壤汚染対策法に基づく特定有害物質及び指定区域の指定基準

【環境対策課】

特定有害物質(施行令第1条)	分類	土壤溶出量基準 (mg/L以下)	土壤含有量基準 (mg/kg以下)	
四塩化炭素	第1種 （揮発性有機化合物） 特定有害物質	0.002	—	
1,2-ジクロロエタン		0.004	—	
1,1-ジクロロエチレン(別名塩化ビニリデン)		0.02※	—	
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.04	—	
1,3-ジクロロプロペン(別名D-D)		0.002	—	
ジクロロメタン(別名塩化メチレン)		0.02	—	
テトラクロロエチレン		0.01	—	
1,1,1-トリクロロエタン		1	—	
1,1,2-トリクロロエタン		0.006	—	
トリクロロエチレン		0.03	—	
ベンゼン		0.01	—	
カドミウム及びその化合物		第2種 （重金属等） 特定有害物質	0.01	150
六価クロム化合物			0.05	250
シアン化合物	不検出		遊離シアン50	
水銀及びその化合物	0.0005		15	
アルキル水銀	不検出		—	
セレン及びその化合物	0.01		150	
鉛及びその化合物	0.01		150	
砒素及びその化合物	0.01		150	
ふっ素及びその化合物	0.8		4000	
ほう素及びその化合物	1		4000	
2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン (別名シマジン又はCAT)	第3種 （農薬等） 特定有害物質	0.003	—	
N,N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル (別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ)		0.02	—	
テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム又はチラム)		0.006	—	
ポリ塩化ビフェニル(別名PCB)		不検出	—	
有機りん化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPNに限る。)		不検出	—	

※平成26年8月1日より環境省令第23号に基づき0.1mg/L以下に改正